

制 度 名	地域少子化対策重点推進交付金	主管課名	少子化対策課 結婚支援 G		
		問合せ先	029-301-3261		
目的・趣旨	結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組を支援する施策を推進し、地域における少子化対策の推進に資することを目的とする。				
<p>[対象団体] 市町村</p> <p>[対象事業] (1) 優良事例の横展開支援事業 地方自治体が行う少子化対策事業について、これまでの取組から発掘された優良事例の横展開を支援</p> <p>(2) 結婚新生活支援事業 結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト（新居の家賃、引越費用等）を支援する自治体を対象に、国が自治体による支援額の一部を補助</p> <p>[補助要件等] (1) 優良事例の横展開支援事業 ・ 交付対象：結婚に対する取組 結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組</p> <p>(2) 結婚新生活支援事業 ・ 対象世帯：夫婦ともに 34 歳以下かつ世帯所得 340 万円未満の新規に婚姻した世帯</p> <p>[対象経費] (1) 優良事例の横展開支援事業 地域少子化対策重点推進事業に必要な諸謝金、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金</p> <p>(2) 結婚新生活支援事業 市町村の支給する経費であって、以下に係るもの。 ・ 婚姻に伴う新規の住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援 ・ 婚姻に伴う引越費用に係る支援（引越業者又は運送業者への支払に係る実費に限る）</p> <p>[補助限度額等] (1) 優良事例の横展開支援事業 1 市町村当たりの交付上限額：750 万円</p> <p>(2) 結婚新生活支援事業 1 世帯当たりの交付上限額：30 万円</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
市町村		1/2	—	1/2	—
[30 年度当初予算額] 120,000 千円		[30 年度補助対象団体] 平成 30 年 4 月頃決定予定			
[備考]					